



町民環境

児童手当・特例給付現況届の提出について

現在、児童手当・特例給付を受給されている人は、毎年6月中に現況届を提出する必要がある。

現況届は、6月1日におけるご家族や加入保険など、受給者の現況を確認するためのものです。対象者には6月中旬に届書を発送しますので、期限までに提出ください。

なお、現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が差し止めとなり受給できなくなりますので、ご注意ください。

◆提出期限 6月30日(金)まで

◆提出先 町民環境課または宮原振興局総務振興課

◆提出書類

- ① 児童手当・特例給付現況届
- ② 課税情報の確認に係る同意書
- ③ 認印(シヤチハタ不可)
- ④ 健康保険証の写しまたは年金加入証明書(国民年金以外の加入者のみ)

⑤ 平成29年1月2日以降に氷川町に転入された人は、前住所地の市町村が発行する平成29年度課税証明書

⑥ そのほか、必要に応じた書類(養育する児童と別居している場合など)

問 町民環境課町民環境係
☎ 52・5851 (直通)

生涯学習

プール監視員の募集

夏休み期間中に宮原小学校のプールを開放しますので、その監視員を募集します。詳しくはお問い合わせください。

◆監視期間

7月21日(金)～8月24日(木)

◆監視時間 17時～19時

◆募集人数

6人程度(高校生以上)

◆申込期限 6月20日(火)

◆賃金 時給864円

◆その他

2人体制で監視を行います。

問 生涯学習課

☎ 52・5860 (直通)

埋蔵文化財包蔵地の確認をお願いします

氷川町内には、古墳をはじめたくさんの遺跡が存在します。こうした場所で家の新築や改築、地震などによる建て替え工事、浄化槽の設置、農地の掘削などをする場合は、事前に届出が必要になります。

また遺跡でなくても、確認調査が必要な場合もありますので、詳しくはお問い合わせください。

問 生涯学習課

☎ 52・5860 (直通)



県から

「ミュージアムキッズ!全国フェア」開催

熊本地震復興応援企画として熊本県立装飾古墳館に、北海道から沖縄まで全国30以上のミュージアムが集合します。京都国立博物館公式キャ

ラクター「とらりん」と「くまモン」もやってきます。申し込みは不要です。お子様を連れてぜひご来場ください。

◆日時

6月17日(土) 12時～17時

6月18日(日) 10時～15時

◆会場

熊本県立装飾古墳館(山鹿市鹿央町岩原3085)

◆対象

幼児から小学校低学年の児童

◆費用 無料

※材料費が必要なプログラムもあります。

問 熊本県立装飾古墳館

☎ 0968・36・2151

調理師試験を実施します

平成29年度調理師試験を実施します。受験希望の人は申し込みください。

◆試験日 8月29日(火)

◆会場

熊本県立大学(熊本市東区月出三丁目1番100号)

◆受験資格

中学校卒業程度の学歴を持ち、飲食店や給食施設などで2年以上調理に従事した

◆ **願 書**
 経験のある人
 八代保健所などの県内保健所や、熊本県健康づくり推進課で配布

◆ **提出先**

八代保健所などの県内保健所
 (熊本市在住の人は熊本市保健所)

◆ **受付期間**

6月12日(月)～6月16日(金)

問 八代保健所

☎ 32・6121

熊本県健康づくり推進課

☎ 096・3333・2252



6月は食育月間

「食」は私たちが生きていくうえで欠かせない命の源です。熊本県では「くまもと食で育む命・絆・夢プラン」に基づいて食育の取り組みを推進しています。

詳しくはお問い合わせください。

問 熊本県健康づくり推進課
 096・3333・2252

◆ **無人航空機による農薬散布**

無人ヘリコプターやドローンなどの無人航空機を使った農薬散布を行うためにはさまざまな決まりがあります。ルールを守り実施してください。

○ 国土交通大臣の許可・承認が必要です。

○ 散布計画を県に提出する必要があります。

○ 機体は農林水産省が指定する機関が認定した機種のみ使用できます。

○ 操縦者には資格が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問 熊本県農業技術課

☎ 096・3333・2381



そのほか

◆ **子どもの人権110番**

子どもをめぐる人権問題の解決を図るための人権相談活動を強化することを目的に、全国一斉「子どもの人権110番強化週間」を実施します。

相談内容の秘密は厳守します。

◆ **期 間**

6月26日(月)～7月2日(日)

8時30分～19時

※土日は10時から17時まで

◆ **相談者**

人権擁護委員、法務局職員

◆ **相談内容**

いじめ、暴力、虐待、体罰など子どもをめぐる人権問題

◆ **そのほか**

強化週間以外でも平日の8時30分から17時15分まで相談に応じています。

問 「子どもの人権110番」

相談専用電話

☎ 0120・007・110

熊本地方務局人権擁護課

☎ 096・364・2145

◆ **住宅用火災警報器の設置は済みですか？**

住宅の寝室部分には住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。設置されていないご家庭は早急に設置ください。

すでに設置されているご家庭も、半年に1回は作動点検ください。音が出ない場合は、電池切れや故障が考えられますので新しいものに取り換えてください。

※住宅用火災警報器は、消防用設備取扱店のほかに、ホームセンターや電気店で購入できます。

※不適切な訪問販売に気を付けてください。

問 八代広域行政事務組合

消防本部予防課

☎ 32・9227 (直通)

